

尾張旭市監査公表第10号

令和6年3月1日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年3月19日付け5総第274号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

総務部総務課

監査の指摘事項	措置状況
選挙システム保守業務において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。	随意契約の内容の公表を行いました。 次年度以降、事務の遺漏がないよう情報共有を図るとともに、当該事務に関するフォルダ内に注意喚起のメモデータを残し、再発防止を図りました。